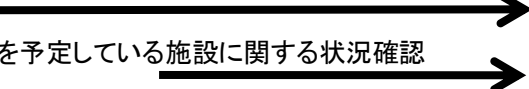


基本項目1 簡素で効率的な行財政運営の推進				企画政策課		
重点事項1 事務事業の見直し						
No.	取り組み項目					
3	③指定管理者制度の導入推進			現状及び目標		
	現状と課題	町の所有する公の施設においては、直営や従来の委託では常に町の管理下にあった。指定管理者制度の導入により民間が運営管理を行い、そのノウハウや経営手法を取り入れることで、経費の削減や利用者サービスの向上が見込まれる。		〈現状〉 22年度末 指定管理実施施設数 20施設 ※検討すべき公の施設 48施設（寒川総合図書館、寒川文書館、文化財学習センター、さむかわ庭球場、田端及び倉見スポーツ公園、公民館4館、都市公園38ヶ所）		
	取り組みの内容	公の施設について、施設の特性を考慮したうえで、指定管理者制度の導入を図る。		〈目標〉 指定管理者制度導入における公募施設数 平成24年度：2施設に導入／平成25年度：―／平成26年度：―		
				主管課	企画政策課	期間全体の目標額
				関係課	公の施設を保有する課	3, 000万円の減(※)
(※目標額は、24年度から導入予定の指定管理者による事業計画の予定金額と現行の指定管理料との比較による差額です。)						

スケジュールと状況									
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度実績	進捗状況	
24年度	スケジュール	目標	23年度に選定された指定管理者による指定管理の導入(2施設)					目標どおり 2施設に 導入	☐ 予定以上 ☒ 予定どおり ☐ 遅れ
					26年度に導入を予定している施設に関する状況確認				
	実績	2施設について目標どおり、選定された指定管理者による指定管理を開始した。	2施設について指定管理を継続	2施設について指定管理を継続	・2施設について指定管理を継続 ・スポーツ公園に係る現状を確認				
	実施内容	新規導入施設 ・寒川総合体育館 (23年度と比べ 1,100万円の減) 24年度指定管理料 9,900万円 23年度 " 11,000万円 (決算額 10,499万円) ・寒川町営プール (23年度と比べ 304万円の減) 24年度指定管理料 約1,180万円 23年度 " 約1,484万円 (決算額 1,336万円)	※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など	※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など ◎スポーツ公園は管理棟設置を前提に指定管理の導入を予定。担当課に現状を確認した結果は次のとおり。 ・管理棟設置費用は25年度予算に計上。 ・指定管理者の選定は公募を予定。 ・施設利用料の徴収を検討中。 また、指定管理導入に向けた大まかな流れについて共通認識を図った。	※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など				
		その他取り組み事項等	平成25年度に向けた組織の見直しについて検討を行う中で、今後、指定管理者制度導入の可能性のある施設として公民館が挙がっている。25年度中の方針決定を目途に検討を進めていく。 また、指定管理の導入を検討すべきとした公の施設48施設については、23年度に開かれた指定管理者選定委員会において導入の可否について検討し、さむかわ庭球場を除く施設については収益性がない等の理由により適さないとされ、さむかわ庭球場については、県所有地であり調整を要すことや老朽化のため導入は修繕後が好ましいことから当面は直営とされた。 なお、この検討内容については、今後も適時再検討を行い、状況に合わせて導入の可否を見直していく。						
次年度に向けた課題		平成26年度導入予定のスポーツ公園のほかに、福祉活動センターと保育園が25年度末で期間満了となるため、合わせて次期指定管理者の選定を行う必要がある。 ただし、保育園については民設民営化の方針が決定しており、指定管理の対象からは外れる可能性が高いため、今後の動向を注視する。							
単年度における取り組み結果としての効果額【参考数値】			1, 404万円の減	(算出根拠) 平成24年度から公募により導入した寒川総合体育館及び町営プールの指定管理料について、平成23年度と平成24年度の当初予算額を比較したもの ≪内訳≫寒川総合体育館:1, 100万円の減、町営プール:304万円の減					

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度実績	進捗状況
スケジュール	目標	・検討調査作成依頼(5月末) →・選定委員会開催(6月下旬～7月頭) 【公募の適否、未導入施設再検討】 ↓ ・募集要項作成(所管課) →・公募の周知、公告(9月頭) 【広報、ホームページ等】 ・応募者への現場説明(所管課) ・質問受付、回答 ・提案書受付、応募者資格確認 ・選定委員会開催(11月頭) 【プレゼン及び選定】 ↓ ・審査結果通知(応募者へ) ↓ ・庁議へ付議(議案) ↓ ・指定管理者の指定(12月議会) 【議決後、指定の告示】 →・協定内容の調整(所管課) →・協定締結(所管課)					
	実績	本計画の目標とした2施設(寒川総合体育館・寒川町営プール)について指定管理を継続					
25年度	実施内容	各課へ指定管理検討調査の作成依頼	指定管理者選定委員会を開催	指定管理者委員会を開催	・スポーツ公園及び町営プールに係る状況を確認	(導入した施設について管理を継続)	□ 予定以上 ■ 予定どおり □ 遅れ
		○指定管理料の比較 ・寒川総合体育館 (23年度と比べ 1,405万円の減) 25年度指定管理料 9,595万円 23年度 " 11,000万円 (決算額 10,499万円) ・寒川町営プール (23年度と比べ 304万円の減) 25年度指定管理料 約1,180万円 23年度 " 約1,484万円 (決算額 1,336万円) ○各課へ検討調査の作成を依頼し、主管課の方針等について確認・調整を行った。 ○平成25年度末に現指定管理者が期間満了となる町立保育園(3園)については、平成26年度当初から民設化の方針が決定した。	7/12 指定管理者選定委員会(第1回会議)開催 ・平成25年度末に現指定管理者が期間満了となる福祉活動センターの次年度以降の管理方法等について検討した結果、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、公募により候補者を選定することとした。 ※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など	10/10 指定管理者選定委員会(第2回会議)開催 ・応募があった福祉活動センターの指定管理者候補者に係る選定 ・現直営施設の制度導入に係る検討(26年度当初からの新規導入はなしとしたものの、全ての施設において、導入に係る検討を継続して行うこととした。 なお、最も可能性が高い施設は、田端スポーツ公園であるため、早期に導入できるよう事務局としても働きかけを行っていく。) ※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など	○スポーツ公園の指定管理者制度導入について担当課に確認した結果は次のとおり。 ・田端スポーツ公園の施設利用料の徴収を平成26年7月1日から開始するため、利用料徴収による利用率の増減等を確認してから指定管理者制度の導入の可否・導入時期等を検討する。 また、指定管理導入に向けた大まかな流れについて共通認識を図った。 ※各施設所管課における取り組み等 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など		
その他取り組み事項等		○寒川町営プールについては、平成25年7月に床面が隆起し、安全確保ができなくなったため開放中止。「寒川町営プール条例の停止に関する条例」(H26.3.20公布、H26.4.1施行)を制定し、今後の町営プールのあり方を検討することとした。なお、指定管理者との契約については、同条例の制定により平成25年度をもって終了となり、中止期間中の指定管理料の精算を行った結果、平成25年度決算見込額は1,110万円となった。 ○消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の見直しに併せて、受益者負担の適正化(施設有料化や金額変更等)に関する調査を行い、可能性のある施設について料金徴収に向けた取り組みスケジュールを作成するよう指示した。					
今後の課題		○スポーツ公園については、導入することとした場合においても選定等の作業があることから早くとも平成27年度以降とする予定。 ○次期計画である「(仮称)第6次寒川町行政改革プラン」を各種業務のアウトソーシングに主眼を置いたものとしているため、公の施設の運営管理についても、指定管理者制度導入に焦点を当てて検討を行うことはもちろんだが、部分委託や臨職の活用等も視野に入れ、アウトソーシングの推進に努める必要がある。					
単年度における取り組み結果としての効果額【参考数値】		1,709万円の減	(算出根拠) 平成24年度から公募により導入した寒川総合体育館及び町営プールの指定管理料について、平成23年度と平成25年度の当初予算額を比較したもの ≪内訳≫寒川総合体育館:1,405万円の減、町営プール:304万円の減				

		第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		年度実績	進捗状況	
スケジュール	目標	「(仮称)第6次寒川町行政改革プラン」の策定作業を行う中で、各公の施設所管課に対し、指定管理者制度導入を主としたアウトソーシングの可能性に関するヒアリングを行い、同プランに反映する。										
		※26年度末に期間満了を迎える指定管理者導入済み施設 → なし ※スポーツ公園について平成27年度から制度を導入することとした場合には、平成25年度と同様の選定に係る作業が発生する。										
26年度	実績	既導入施設	町営プールを停止したことにより、寒川総合体育館についてのみ指定管理を継続								(導入した施設について管理を継続)	□ 予定以上 ■ 予定どおり □ 遅れ
		導入推進	(仮称)第6次行政改革プランの策定にあたり、指定管理者制度の活用を含め、アウトソーシングが可能と思われる事務や事業を抽出	指定管理者制度の活用を盛り込んだ(仮称)第6次行政改革プラン及び進行管理表の素案を作成	指定管理者制度の活用を盛り込んだ(仮称)第6次行政改革プランの策定に関しパブリックコメントを実施	平成27年度からの第6次行政改革プラン及び進行管理表を策定(3公民館・図書館・文書館・田端スポーツ公園を、指定管理者制度活用に係る取組項目として登載)						
	既導入施設	寒川総合体育館における指定管理料の比較 (23年度と比べ 1,105万円の減) 26年度指定管理料 9,895万円 23年度 " 11,000万円	【各施設所管課における取り組み等】 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など	【各施設所管課における取り組み等】 ・管理、運営に対する指導・助言 ・自主事業に関する許可等 ・施設管理に関する調整 など	寒川総合体育館の指定管理者である三幸・グランデリア共同体の(株)グランデリアから3月末をもって事業撤退する旨の申し入れがあったことに伴い、次の手続き等を実施。 * 公募によらない候補者の選定に係る条例等の整備手続き * 選定委員会の開催 * 三幸(株)を指定管理者として指定							
	導入推進	企画政策課・財政課による全事業を対象として実施したヒアリングで、アウトソーシングの可能性があったとした事務事業及び各課においてアウトソーシングの可能性があったとして抽出した事務事業について取りまとめを行い、指定管理者制度を含めたアウトソーシング導入が可能な施設や事務事業等の検討を行った。	指定管理者制度の活用を項目として掲げた『(仮称)第6次寒川町行政改革プラン』とその進行管理表の素案を作成し、行政改革推進委員会や町議会からの意見等を踏まえ、行政改革推進本部において更なる検討を進めた。 また、12月にはプラン策定に係るパブリックコメントを実施した。	パブリックコメントの結果をプランに反映させるとともに、再度各公の施設の所管課から制度導入に向けた課題等を聞き取り、進行管理表に反映した。								
その他取り組み事項等		○「総合計画後期基本計画第2次実施計画」と「(仮称)第6次行政改革プラン」の策定作業として実施した企画政策課・財政課による全課・全事業を対象としたヒアリングにおいて、各公の施設所管課に対し、指定管理者制度導入に係る検討指示・調整等を行い、当該プランへ反映した。 ○寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例等の一部改正を行い、公の施設における指定管理者について、公募によらない候補者の選定に関する規定を加え、臨機応変な対応を取ることが出来るよう例規を整備した。										
単年度における取り組み結果としての効果額【参考数値】		1,105万円の減	(算出根拠) 平成24年度から公募により導入した寒川総合体育館の指定管理料について、平成23年度と平成26年度の当初予算額を比較したもの									